

平成23年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

3月14日（月曜日）午前10時 開会

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 土 谷 信 也 |
| 2 番 | 近 藤 紀 男 |
| 3 番 | 成 重 博 文 |
| 4 番 | 安 達 隆 |
| 5 番 | 山 田 秀 夫 |
| 6 番 | 松 本 博 彰 |
| 7 番 | 中山田 健 晴 |
| 8 番 | 河 野 徳 久 |
| 9 番 | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力 |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鴛 海 政 幸 |
| 13 番 | 安 東 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 安 行 |
| 15 番 | 川 原 直 記 |
| 16 番 | 河 野 正 春 |
| 17 番 | 山 本 博 文 |
| 18 番 | 菅 健 雄 |
| 19 番 | 徳 永 浄 |
| 20 番 | 大 石 忠 昭 |

欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	甲 斐 智 光
主幹兼議事係長	清 水 栄 二
庶務係 長	岩 本 力
主 査	近 藤 浩 二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	奥 田 秀 穂

市参事兼総務課長	栗 原 茂 彦
市参事兼企画情報課長	中 嶋 栄 治
市参事兼財政課長	増 田 正 義
市参事兼税務課長	尾 造 正 直
市参事兼環境課長	後 藤 則 隆
市参事兼福祉事務所長	大 園 栄 治
市参事兼消防長	田 中 穂 波
市 民 課 長	橋 本 和 明
保 険 年 金 課 長	後 藤 三 利
子育て・健康推進課長	安 東 道 男
人権・同和对策課長	安 東 正 洋
商 工 観 光 課 長	佐 藤 之 則
農 林 振 興 課 長	井 上 晃 一
農 地 整 備 課 長	河 野 義 雄
建 設 課 長	野 村 信 隆
上 下 水 道 課 長	佐 當 公 夫
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	曾 我 宗 光
六 郷 園 長	中 島 芳 治
主幹兼総務法規係長	佐々木 真 治
秘 書 広 報 係 長	飯 沼 憲 一

教育庁

教 育 長	河 野 潔
総 務 課 長	安 東 良 介
学 校 教 育 課 長	瀬 口 卓 士

○議長（村上和人君） おはようございます。

開会前ですが、議員各位にお知らせします。

本日、ケーブルテレビによる議会放送用の撮影を行いますので、ご了承願います。

また、傍聴者の方々をお願いいたします。

ケーブルテレビ用の撮影を行います。議場の構造上、やむを得ず傍聴者の方々映ることがありますが、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

次に、ここで今回の東日本大震災において、亡くなられた多くの方々のご冥福を祈り、1分間の黙祷を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

黙祷。

（全員起立、黙祷）

3月14日

○議長（村上和人君） 黙祷を終わります。ご着席ください。

次に、今回の東日本大震災にあたり、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 皆さんおはようございます。

開会前ではございますが、今回の災害に対するお願いとご報告をさせていただきます。

先週の11日に発生いたしました「東北地方太平洋沖地震」は、マグニチュード9.0と国内観測史上最大の巨大地震でありまして、激しい揺れに加え、大津波が各地を襲い、多くの尊い人命を始め甚大な被害を各地にもたらし、空前の惨禍となりました。改めて自然災害の恐ろしさを痛感させられた次第でございます。

特に壊滅的被害を受けられた陸前高田市さんにつきましては、同じ高田という名前であり、昨年は「チャレンジデー」で対戦し、ライオンズクラブの交流もあり、我が市のように心が痛みます。

この地震で犠牲になられました方々に対しまして、心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方に対しましてお見舞いを申し上げます。

そして、この地震により被害に遭われた地域の日も早い復興をお祈り申しますとともに、本市にできる限りの支援を検討してまいりたいと思っております。取り急ぎ、本日から、高田、真玉、香々地の各庁舎と中央公民館と花いろの5箇所義援金箱の設置を行い、義援金を受け付けることといたしております。

議員各位を始め、市民の皆様方のお知恵とお力をお借しいただきますようお願い申し上げます。

今回の地震では、大分県全域にも津波警報が発表されました。

本市での対応といたしましては、大分県瀬戸内海沿岸部に津波注意報が発表された時点で、いち早く告知放送やケーブルテレビの市民チャンネルを通じ、市民の皆様方に津波情報をお知らせし、注意を呼びかけるとともに、警報発令と同時に災害対策警戒配備体制をとり、沿岸部の住民の方々へ自主避難を呼びかけるなどの注意喚起を繰り返し行ってまいりました。併せて、海岸部の地域を中心に消防団や市の広報車による広報を行い、住民の方へ津波への注意を呼びかけました。

また、自主避難をする方のために、市の指定避難

所の内、9箇所を自主避難場所として開設し、対応いたしました。

さらに、特に沿岸部に位置する38地区の自治委員や海岸部に位置する病院などの施設に対しまして電話連絡を行うなど、津波被害の未然防止に係る様々な対応を図ってまいったところでございます。

大地震発生後も断続的に大きな余震が発生したため、徹夜で警戒体制をとりながら市民の方々へ注意を呼びかけてまいりました。幸いなことに、今回、本市では被害はなく、大変安堵しているところでございます。

しかしながら、災害はいつ起こるかわかりませんし、東南海・南海地震のように近い将来起こると言われている地震もでございます。

今後とも、災害時において大切な「自助」「共助」の柱となる各地区における自主防災組織の育成を図りながら、災害に備えた各種の取り組みを推進していかねばならないと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（村上和人君） これより本日の会議を開きます。

○議長（村上和人君） 日程第1、一般質問を行います。

この際申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。また、質問は通告に基づき行ってください。

なお、執行部は、質問通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質問があった場合は、議長にお知らせください。

一般質問通告表の順序により発言を許します。

2番近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 議席番号2番の近藤紀男でございます。一般質問の冒頭ではありますが、ただ今市長からもお話ありましたように、3月11日の議会の初日、地震観測史上最大規模の東北関東大震災が発生をいたしまして、日本列島の広範囲にわたり、過去最大の甚大な被害を及ぼしておりますし、今なお多数の不明者やけが人も出ております。その映像を見るたびにことばもありません。被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになりました皆様のご冥福をお祈りいたします。

ただ今、市長のおことばにもありましたように、

本市におかれましても、被災者の方々に最大限の支援、ご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、通告に基づき、一般質問を行います。

まず初めに、学校の統廃合についてであります。

本市におきましても、合併からもうすぐ6年が過ぎようとしておりますが、ここ数年来、全国それぞれの地方自治体の中で、少子高齢化等で人口減少地域の学校統廃合の検討が進められております。本市におきましても、平成17年3月の合併時の人口2万6,101人から、今月の市報では2万4,431人と、合併からこの約6年間で1,670人もの人口が減少をしております。また、限界集落と言われております小規模集落も現在では19集落にも及んでおります。こうした地域や集落に対する行政としての対応策、支援、施策など、大変本当にこれ難しい問題であります。これといった効果的な施策、具体策もなかなか難しい中で、現在に至っていると思っています。また、地域によっては、もうすでに農協もなくなって、さらに郵便局もなくなっている地域もございます。これから先、周辺部の地域、集落は、どうなっていくのか、大変危惧をしているところでございます。

本議会の冒頭、市長の提案理由の説明でも触れられておりましたが、地域振興策なくして今後の市の発展は見込めないという視点に立ち、当面の景気雇用対策とともに、人口増加を図るための定住対策や子育て支援、教育施策、そして産業や地域活性化策などを一体的に推進していく必要があると述べられておりました。私も全く同感でありますし、より効果的な施策にしていかなければと思っておるところでございます。

さて、この本題でありますけれども、学校の統廃合は、児童生徒とその保護者、地域住民、卒業生などにとりましては、大変大きな問題であると思っております。また、統廃合によって一番つらい思いをする、そしてまた痛みを与えるのは、やはり子どもたちであると思っております。

統廃合の理由は、私が申すまでもありませんが、児童生徒数の減少と、国と地方の財政難であろうかと思えます。しかしながら、たまたま周辺部のそういった地域に生まれ、住んでいただけの子どもたちが、より以上の通学やさまざまな精神的、肉体的負担を強いられていいものか、義務教育の機会均等、その保障に反することになるのではないかと、また、教育をこうした視点でとらえていいのかとも思っ

ております。

統廃合が進んでいけば、山間部などの児童生徒たちの学ぶ場は限られ、さまざまな負担を避けて、保護者ともどもふるさを出ていくしかないような状況になってしまうのではないかと、人口減少や過疎化など、悪循環になっていくのではないかと、危惧をされてなりません。本市近隣の自治体で統廃合によって学校がなくなった地域の現状を見ましても、そのことは明らかであろうと思っております。

今回の地震による避難状況を見ておりましたが、学校は教育の場としての役割ではなく、地域コミュニティや防災、地域づくりなど、複合的なさまざまな役割を担っていると思えますし、各学校はそのかなめであると思えます。

そこで、お尋ねをいたします。学校の統廃合の問題は、ただ単に統廃合をどうするのかとか、学校をなくすとか、残せばいいという問題ではないと思えますし、今後、地域全体の将来をどう考えていくのか、地域の再生や地域づくり、まちづくり、ひいては豊後高田市の発展にどうつなげていくのかを総合的にとらえ、検討していく必要があると考えておりますけれども、当局の見解をお尋ねをいたします。

また、昨年12月議会での他の議員でのご答弁で、学校統廃合や複式学級のあり方について、本市、総合教育計画審議会で議論を行っておる段階で、その答申が本年3月を目処に出される予定であるとお聞きしておりますが、この答申はいつごろになるのか、また、出されているのかどうか、もし出されておるのであれば、その内容はこういったものなのか、お尋ねをいたします。

次に、ケーブルテレビについてであります。

ケーブルテレビの放送が開始されてから、約2年と9ヶ月余りになりますが、各放送局でのハイビジョン放送化が進む中で、本市ケーブルテレビの視聴者の方々から、ケーブルテレビのハイビジョン放送を望む声を時折耳にいたします。

そこでお尋ねであります。現在ケーブルテレビで放送されております市内行事等の撮影は、どういった手法でされておられるのか、また、ケーブルテレビのハイビジョン放送の今後の計画はどのようにお考えなのかをお尋ねをいたします。

3点目、最後の質問となりますが、六郷園の民間移譲についてであります。

六郷園は、これまで養護老人ホームとして豊後高田市の直営施設として運営され、多くの高齢者の皆

3月14日

さんが利用してまいりました。単身であったり、日常生活が心配な高齢者のよりどころとして、その役割を果たしてまいりました。以前の向鍛冶屋にあったところから、六郷園に勤務されてきた職員の皆様には、長年にわたり、多くの高齢者の方々のお世話をされてこられました。これまで高齢者福祉に献身的に努めてこられました職員の皆様、関係者の皆様に心から敬意を表するところでございます。

いよいよ、来月の4月から社会福祉法人豊陽会に民間移譲となるわけですが、これまでの長年にわたる業務で培ってきたそのノウハウをうまく引き継ぎなければ、そこに暮らす入所者の皆さんの生活が急激に変わるなど、大変迷惑をかけることになると思っておりますし、心配もしております。引き渡しまですでに1ヶ月を切りましたが、サービスの水準を低下させずに引き継ぎを行い、質の高い高齢者福祉サービスを継続させていくことは行政の責任であるとも考えております。

そこで質問であります、入所者等の民間移譲の引き継ぎはどのようにされているのか、移譲後の施設の運営のチェックはどのようにしていくのか、お尋ねをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（村上和人君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 私からは、ケーブルテレビのハイビジョン化についてお答えをいたします。

本市の市民チャンネルは、標準放送でございます。これは、ケーブルネットワークシステム設計を行った時点では、コミュニティ放送は標準放送が通常であったためでございます。標準放送は、ハイビジョン放送ほどきめ細やかで鮮やかな画質ではありませんけれども、一方では、いま、皆さん方に見ただけです時代劇チャンネルやアニマックスを市民チャンネルの基本サービスとして提供できるわけでございます。最近開局しました県下の自治体ケーブルテレビ局では、ハイビジョンに対応した整備を行っているようであります。本市がハイビジョン放送を行うためには、現在の機器をすべてハイビジョンに対応したものにすることがありまして、これには多大な経費を要することになります。そういう面で、現在では、ハイビジョン化は困難でございます。

今後は、本市も機器の更新等を行う場合には、市民チャンネルのハイビジョン化を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当

課長に答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（村上和人君） 教育長河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 近藤議員の学校統廃合についてお答えいたします。

本市における児童生徒は、議員ご指摘のように、減少傾向が続いておりまして、市全体でも学級の小規模化が進む中、学校間による児童生徒の偏在も顕著になってきております。また、小学校におきましては、1学級が数名という状況も生じる中、複式学級も増加しておる実態であります。

こうした状況を踏まえ、平成18年に豊後高田市総合教育計画審議会を設置いたしまして、本市全体における学校の統廃合や併設複式学級のあり方等について、諮問を行ったところでございます。

そして、平成20年3月に、短期的な課題として、都甲小中学校における施設併設と小中一貫教育の研究について、一部答申を受けたところでございます。

その後も中長期的な課題として、残されました市全体の公立学校の規模適正化について議論を行うために、平成21年11月に第2次となる審議会を設置、議論をお願いしたところでございます。これまでに6回にわたる審議会の開催を経まして、先般、先程議員ご質問の開催日時と、それから答申日時でありますけれども、平成23年2月24日に、市全体における小中学校のあり方について答申をいただいたところでございます。

その内容でございますが、変化の激しい現在社会において、これからの子どもたちには、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動し、課題を解決する能力と、他人とともに協調し、思いやる心や感動する心など、豊かな人間性とたくましい身体など、生きる力を身につけるため、同一年齢を中心としたグループ学習等、子どもたち同士による集団での学び合いが必要であること。また、複式学級は、一度に複数の学年を指導するため、徹底した指導が困難なことから、その解消を図るべきとしておるところでございます。

こうした観点から、本市の現状を踏まえた上で、市内の学校において、一定の集団による教育を行うための最低限の学級規模人数の基準を定めておるところであります。

そして、各学校で、この学級規模の基準が確保できるよう、小中学校の統廃合につきまして、こういうケースが考えられるのではないかとシミュレーションを行っております。

ただ、こうした統廃合につきましては、効率性だけで判断するのではなく、子どもたちにとってどうあるべきか、保護者や地域の思いというものが十分に加味する必要があるとしています。そして、より充実した教育や新たな指導が施される結果として、子どもたちはもちろん、地域にとって新たな夢や希望を生み出すための統廃合であるべきだと考えております。

教育委員会といたしましても、この間の審議会における真摯な議論を基本にいたしまして、本答申につきまして、十分に検討を行う中、できる限り早く今後の方向性について決定をしていきたいと考えておるところでありますので、何とぞよろしくお願いたします。

○議長（村上和人君） 六郷園長中島芳治君。

○六郷園長（中島芳治君） それでは、近藤議員の入所者等の民間への引き継ぎの実施状況及び移譲後の運営のチェックについてお答えをいたします。

民営化により、施設入所者に対し、不安やサービス低下につながらないよう、昨年10月に豊後高田市養護老人ホーム六郷園移管引き継ぎのための基本方針を定めました。以後、それをもとに、運営に関する事項、入所者処遇に関する事項、会計経理に関する事項、県指導監査、火災避難訓練等25項目にわたり引き継ぎを月2、3回程度実施してきたところあります。さらに、本年3月よりは、移管先であります社会福祉法人豊陽会の職員に常勤をしてもらい、最終引き継ぎを現在行っておるところでございます。したがって、移管日の4月1日には、スムーズに業務をスタートできるものと確信をいたしておるところであります。

次に、移管後の運営のチェックについてですが、県指導監査や市の福祉事務所が指導監督していきますので、問題はないものと思われまますので、よろしくお願をいたします。

○議長（村上和人君） 2番近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 再質問であります。質問3項目とも要望として述べさせていただきます。

まず、市長からケーブルテレビについて、先にご答弁いただきましたので、この点から述べていきたいと思ひます。市長のご答弁をいただきましたように、ハイビジョン放送にするには、すべてのいまの機器をやっぱり買い替えなければならない、そういう設備投資で莫大なお金も要することだろうというふうにもう認識をしたところがございます。現在、

ケーブルテレビの加入率は、先月2月末で88.1パーセントというふうにお聞きもしておりますし、約市民の9割の方々に実は加入をしていただいておりますし、また、応分の受信料もいただいております。こういった中で、他放送と同様に、鮮明なケーブルテレビの画像も楽しみたいというのは、市民の自然の、ごく当然な思いであらうかというふうに思ひます。しかしながら、いまの状況では非常に無理である、困難であるという認識も私も新たにいたしました。昨年の6月の第2回定例会におきまして、第2次行政改革大綱及び実施計画の中で、ケーブルテレビについて、料金徴収を含めた民間への業務委託の検討を、本年度、平成23年度に行うということも示されておりますし、また、そういった流れの中で、ハイビジョン放送化におきましても、中長期的な視点で取り組んでいただきたいということを要望いたしたいと思ひます。

次に、学校の統廃合についてであります。

教育長からご答弁いただきまして、すでに総合教育計画審議会の答申がなされたとお聞きしまして、私も今後その答申の内容をしっかりと検証していきたいというふうにも思っております。また、答申の内容、教育長から一部ご答弁いただく中で、統廃合につきましては、効率性だけで判断するのではなく、子どもたち、保護者、地域住民の思いも充分加味する必要があります。そのことと、また、子どもたちや地域にとっても、夢や希望を生み出すための統廃合であるべきだとの答弁内容をご紹介いただいたというふうに受けとめております。この文言の中には、やはり地域全体の将来のことも多分に含まれ、深い意味合いも実は込められているというふうにも私も感じておりますし、審議会におかれましても、さまざまな視点、角度から協議されたものと思っております。審議会の関係者皆様のご尽力に敬意を表しますとともに、今後はこの答申内容をいかに実効性のあるものにしていくかが問われてくるものと思っております。

冒頭申し上げてまいりましたが、学校統廃合では、子どもたちや、その保護者だけの問題ではありませんし、地域の将来をどうしていくのか、地域づくり、まちづくりをどのように考え、どう取り組んでいくのか、ひいては豊後高田市の将来をどう見据えていくのか、これは大変大きな問題、命題でありまして、将来に長く影響をもたらす問題でもあるというふうには私は思っております。今後、総合教育計画審議会

3月14日

の答申に基づいて、随時論議されていくものと思いますが、再度、こうした観点からも、しっかり検討していただくことを要望いたします。

最後であります、六郷園の民間移譲につきましては、25項目にわたる引き継ぎ事項を月に2、3回行ってきたということで、入所者の皆さんへの配慮も充分行われていると感じましたし、移譲後の運営につきましても、定期的に行っていただき、今後もしっかり見守っていただきたいということを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（村上和人君） 一般質問を続けます。

15番川原直記君。

○15番（川原直記君） 15番の新友会の川原直記でございます。前近藤議員も申しましたように、この度の東北関東太平洋の大地震にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられました皆様方にお悔やみ申し上げます。

また、質問の中で、そういった関連を申し上げたいと思っております。

まず最初に、今回2月に第2回目の合併後、全市挙げての選挙がありまして、皆様方には大変ご迷惑おかけしました。その中で、私も各地、ほかの議員も皆さんそうだと思いますが、回られまして、随分と周辺部始め、疲弊していったなということを感じております。今後、ますますそういった中で、打つべき手が往々にして出てくると思いますが、また、一つ一つ執行部とともに考えていかねばならないことだと思っておりますので、また、その辺、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。まず、政府予算関連法案の難航と市の新年度の予算の関連についてということで、お伺いいたします。

政府予算案は、今月末の成立見通しは立ったものの、関連法案の数々は成立の見通しは難航しています。ましてや、予想もできない未曾有の大地震によって引き起こった大津波で、東北を始め、日本全国での大被害は、いままでの想像を絶する大惨事になったことは、私が申し上げるに及ばないことだと思っています。

そうした中、法案が通らない見通しが7、8割と濃厚となってきていると感じています。新年度予算の執行にかつてない危機感があると私は思っています。代表的な子ども手当法案等、今後、各自治体が頭を抱える問題ばかりであります。当市の予算も執行できない事態になると考えますので、そうした場合、

どのような手段を考えているのか、お聞きしたいと思っております。

次に、学校教材についてでございます。

毎年、ぴかぴかのランドセルに大きな夢をいっぱい、新1年生がそれぞれの学校に入学する時期になりました。昨年の末以来、タイガーマスクと名乗る希少な方の善意で、各福祉施設等に多額の金品を寄付していただき、世の中たくさんの方の奇跡な方がいるのを喜ばしく報道を見させていただきました。

そうした中、たまたま新1年生の親と話することがありまして、その話の中で、副教材というか、制服を含めてであります、2万数千円の費用がかかるということを知りました。もちろん、基本的には、その保護者等が負担すべき費用ではありますが、お祝いや市の気持ちで、そういった副教材が何らかの形で市の負担も考えてもよいのではと思ひ、市内の各学校の副教材の費用や他市の取り組みについて、市の考えをお聞きします。

最後に、基金についてでございます。

合併して6年を過ぎ、いろんな基金があることを、議員の中はみんな知つと思つとります。今議会の市長の提案理由の中にも、基金をなるべく多く残して将来に備えたいとのこと。大変よい考え方の一つだと思っております。合併後、福祉基金の中に、真玉出身の福永さんの基金も一緒にしたい旨の話がありましたが、執行部や皆さんのおかげで、福永基金を残していただき、福永さん始め、喜んでいらっしゃる方も大勢いると思っております。そんな中、無理に利用してほしいとは思いませんが、元金を何年か、何十年かけて、利用していただくのも一つの方法ではと思っております。いま、福永福祉基金を始め、そのような関連の基金の活用について、考えがあればお聞きしたいと思ひます。

1回目の質問を終わります。

○議長（村上和人君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、私からは、政府予算と今後の対策についてお答えをいたします。

国の2011年度の予算案は、議員ご指摘のように、年度内に成立する見通しとなりましたが、その執行のための予算関連法案が年度内に成立する見通しが立っておりませんし、そしてまた、今回の災害で、なお不透明になってきました。しかしながら、いままでの流れでお話をさせていただきたいと思ひます。

予算関連法案の内、赤字国債を発行する特例公債

法案が成立しなければ、国は予算の4割を執行できなくなります。国の予算の使途は、国の裁量となることから、このような事態に陥れば、どうしても地方へ配分される額は少なくなるのではないかと、そのような気もいたしますし、また、不透明であれば、各事業への内示がなくなり、また遅れるのではないかと。そういう面で、内示がなければ予算執行ができませんので、私どもの事業の先送り等、スケジュールへの影響が懸念されます。

また、本市の歳入構造は、23年度の予算で申し上げますと、地方交付税の63億6,000万円、そしてまた、国庫支出金が11億5,000万円、県支出金約12億7,000万円。そういう面では、国と県に依存するものとなっております、そういう面で、自主財源というものは20億4,000万円しかない状況でございます。

このような、本市にとって最も重要な歳入であります地方交付税に関する法改正案も、現在審議をされております。この法案の審議が滞れば、4月の国から地方への交付額が4兆1,000億円から2兆6,000億円に減額をされます。この率から試算しますと、本市では15億8,000万円から10億円になり、約5億8,000万円が4月にいただくのが減額されるわけであります。この減資部分については、基金の活用とか、それから銀行からの一時借入で対応しなければなりません。

今後の支出におきましても、福祉や医療に係る経費とか、人件費などの経常経費は優先して執行せざるを得ません。そういう面で、先程申しました国庫補助金の内示が遅れたり、減額されますと、また、そうしますと国からの補助金もやはり遅れる、減額になるだろうと。そういう面では、補助事業というものも随分遅れるのではないかと、それと同時に、やはり少なくなるのではないかと、今回の災害のほうにも国の予算を持っていかなきゃならんから、そうなるだろうと思っております。

そうしますと、現に単独事業として、本当であれば、我々の自身の意思でできるものも、やはり後回しにせざるを得んだろうと。こういう面で、この状況が長く続けば、私どものような自主財源の少ない市は、予算の執行に支障を来すこととなります。

そういう面では、各党派においては、法案の通過に協力していただいて、地方の苦しみというものをやはり救っていただかなきゃならんと思っております。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（村上和人君） 教育長河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 川原議員の小学校新1年生の副教材についてお答えいたします。

小学校の入学時には、学習において使用する学用品や副教材及び学校活動に必要な体操服や給食着など準備していただいているところでございます。

なお、これらに要する費用につきましては、議員ご指摘のように、保護者が負担をしておるところでございますが、各学校により準備するものが異なり、その費用につきましても差があるのが現状でございます。例えば、学校独自の制服や帽子をそろえている学校や、給食着を個人で購入せず、クラスで活用している学校等がございます。

議員ご質問の保護者の負担額につきましては、同じ学校でも制服や体操服などは兄弟のものを使用したり、使わなくなったものを保護者同士で譲り合うことを、学校やPTAが推奨している現状もございますので、単に比較はできませんが、すべて購入した場合、一番高い学校で約2万2,000円、逆に少ない学校で約7,000円となっております。

また、これら入学時に要する費用に対しましての助成についてであります。現在、本市におきましては、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対しまして、就学援助費として助成をしているところでございます。

なお、この就学援助費につきましては、来年度から新たな補助対象項目を拡大し、より充実をしたいと考えておるところでございます。

また、県下における他市の状況であります。入学時に係る副教材などの費用に対し、就学援助費以外の市独自で助成を行っている市は、現時点ではありません。

また、就学に伴う保護者負担につきましては、入学時のみでなく、年間を通して学習プリントやドリルといった補助教材にもかかっております。

そこで、本市におきましては、少しでも保護者の負担を軽減するため、新たな事業といたしまして、問題データベース活用事業を来年度から実施する予定にしております。この事業は、インターネットを通じて、学習プリントを配信するサービスを受けるもので、これを活用することにより、児童生徒の個々の学力向上が図られ、あわせてこれまで保護者が負担していた学習プリント等にかかる経費の軽減が図

3月14日

られるものでありまして、その予算につきましては、今回、ご提案をしておるところでございます。

教育委員会といたしましても、さらに全体的な保護者の負担状況の把握に努めますとともに、少しでも軽減が図られますよう、今後とも最大限努力してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（村上和人君） 市参事兼財政課長増田正義君。

○市参事兼財政課長（増田正義君） 福永福祉基金の活用についてお答えします。

福永福祉基金につきましては、平成18年第1回定例会におきまして、当時の旧真玉町の議員の皆様方のご意向を受けまして、合併時に地域福祉基金の中に合算されていたものを、故人の意思を尊重する観点から、基金の名称に福永氏の名を冠し、基金の設置を行ったものでございます。

この基金の活用方法につきましては、故人の意思を尊重するためにも、今後、地域の福祉の増進を図り、広く市民のためになるように、早急に検討してまいりたいと考えております。

○議長（村上和人君） 15番川原直記君。

○15番（川原直記君） 以上、3点にお答えいただきました。あと2週間ほどで4月になります。先日の大地震や大津波は予想外のことで、だれも想像はしてなかったと思っております。今回、テレビ等の報道を見てみますと、大変な被害を被っております。全市、全国の全自治体が、1割の予算を返上しても、相当な金額になると思っておりますので、その辺も考慮しながら、まずは県内の各自治体の市長さん始め、皆さん方とより深い考慮をされて、対処していただきたいと思っておりますし、庶民の我々の寄付や、そんなものでは追いつかない事態ではないかなと思っております。

そうした中、いろんな各自治体、取り組みをしとるわけでございますが、先程申しましたように、子ども手当等についても、大変な事態でなるのではないかと考えておりますので、まず、その子ども手当等につきまして、もしできない場合の対処方法や旧児童手当に戻るのかをお聞きしたいと思っております。

それから、学校教材でございます。これもいま、教育長のほうから答弁がありましたように、基本的には、保護者が取り組むべき問題だと思っておりますが、福永福祉基金とも関連しますが、そうした仮に5,000円をお祝いとしてあげるとしたら、1万

人分あるのかなという計算をしております。1万人という、現在、大体200人ぐらいな入学生みたいですので、50年ぐらいは続くのではないかと思っております。そうした福永さんのプロフィールや趣旨を新1年生の保護者等に手渡しであげるということも、一つの福永基金を活用することかなと、私自身思っておりますので、また、その辺で見解があれば、市長なり教育長なりに答弁をいただきたいと思っております。

以上で2回目です。終わります。

○議長（村上和人君） 子育て・健康推進課長安東道男君。

○子育て・健康推進課長（安東道男君） 先程の川原議員のご質問の中で、子ども手当関連法案の可決をされなかった場合の事のご質問にお答え申し上げます。

もし、子ども手当関連法案が可決されないという形になれば、現在の法律では、児童手当法が復活するというような形になりますので、子ども手当にかわりまして、児童手当の復活ということになるかと思っております。

○議長（村上和人君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） それでは、福永福祉基金についての私どもの考え方を申し上げます。

先程もちよっとお話しましたが、学校の教材に使うのはいかがなものかという気がいたしております。それと同時に、経済的に困難な児童には、就学援助金の制度、これを23年度から広げておりますので、経済的な理由の方々には、何とかそれで対応できるのではないかと、そう思ってます

そういう面では、この制度をどういうふうな、福永さんからいただいた遺志をどう目的を達せるかということについては、よく議論をしながら、やらせていただきたいと思っております。

そして、その議論の中で、議員がいま言われました、その教材のほうがいいというものになれば、それでも私は結構だと思っておりますけども、少し福祉基金の趣旨とは違うのではないかなという気がしているところでございます。今後、よう検討してみたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和人君） 15番川原直記君。

○15番（川原直記君） それでは、子ども関連法案について、仮に児童手当に戻った場合に、児童手当が支給できる一番初めの時期がわかればお聞きし

たいと思っております。

それから、いま、基金、それから副教材について、市長のほうから答弁がありました。私の思いを申しただけでございまして、それがベストとは思っておりません。しかしながら、私や福永さんを知っとる人から言わせれば、何とか福永さんの名前を世に出していただければと思っておりますので、ぜひその辺はよくご検討いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（村上和人君） 子育て・健康推進課長安東道男君。

○子育て・健康推進課長（安東道男君） 子ども手当に関する再々質問にお答えいたします。

現時点では、児童手当に戻った場合、いつごろ手当が支給できるか、システム等の改修もございまして、はっきりとこの場では申し上げられません。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 一般質問を続けます。

20番大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。私も、最初にこの度の大惨事に対しまして、犠牲者に心からお悔やみ申し上げ、被災者の皆さんに心からお見舞い申し上げたいと思います。あのテレビでの惨状を見たときに、じっとしておれない気持ちで、今朝も議長に、高田の議会としても何らかの対応をしようと、ぜひ代表者会議を開いて協議してほしいという申し入れをしたところです。

いま、市長から陸前高田市に対して、本市としても特別に支援体制をとっていかうという表明がありまして、私、心から感謝を申し上げます。実は、陸前高田市は、2期8年間、日本共産党員の市長を務めてまいりまして、まだ私より若いんですけども、病気で副市長が立候補しまして、もう全国でも例のない民主党推選の県議員と大差で当選できました。これは、自民党系議員が全部挙げて応援していただいたんです。私もずっと4日間連絡とっておりますけれども、もう市長とも連絡がとれない状況で、市長の奥さんが行方不明の状況です。市議会議員が、定数20に対して3人おるんですけども、1人が行方不明の状況です。全く市が壊滅状況で、行政機能がもう発揮できない状況です。議会事務局に電話しても全くつながらない状況になっておりますので、市長に改めて感謝を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

そこで質問に入りますが、最初は、市長が市会議

員の当選者に対する挨拶を今回も行っておりますけれども、この件で、私の事務所に集まった方から、「大石さん、今回トップ当選したんだから、市長が一番先に挨拶来るんじゃないかえ」と、「トップ当選して一番喜んだのは市民だけれども、打撃を受けたのは市長だから、市長がどんな顔をして来るやろうかな、見たいな」という声があったんですよ。「前回は来なかったから、来らへんわ」と、「そんなことないやろう」と、待ってございましたけれども、来なかったね、県会議員は見えました。それで、いろいろ聞いてみましたら、順番で、「何で夜中に一番最後におれ方に来たんか」という、市長に怒られた、市長も怒られた例があるようですけれども、そこで、私の調査では、市長がこちらと、こちらについては、おれが行けないから、副市長、行ってくれということで、副市長と手分けして当選者のところの挨拶回りをしていますね。その順番、市長はどういう順番で議員の家を回ったのか。副市長はどういう順番で回ったのか。翌日、市長が、また副市長が前の晩回ったところに、また市長が改めて挨拶回りをしています。しかし、副市長が、市長が前の晩回ったところは、副市長が挨拶回りをしていないようです。これも不公平だと思うんです。何で、こういう回ったところと回らんところがあるのか、私んとことうとう来なかったんじやが、どういうことなのか、市民の前に、やはり市長というのは公正無私、たとえ日本共産党であっても差別をしたらおかしいと思うんですよ。その辺、どう考えるのか、明らかにしてもらいたいと思います。

それから、次は市税の差し押さえの問題です。

私も水之江市長、佐々木市長、倉田市長、永松市長と4代の市長と対決してきておりますけれども、これほどひどい市税の滞納を強行したのは、永松市長が初めてなんです。よって、どういう理由で、この度こういうような非人間的な差し押さえを強行することになったのか、市民の前に、差し押さえた実態、その理由などについても明らかにしてもらいたいと思います。私の調査では、大分県の中で、日田市、宇佐市、豊後高田がダントツです。こういう差し押さえ強行しております。

私は、多くの方から相談を受けまして、その結果、私なりに分析をしまして、あるいは税務課とかかけ合っている議論してまいりましたけれども、差し押さえのやり方が余りにもひど過ぎる。

例えば、給与や年金をもらった場合、給与を直接

3月14日

押さえるのは法律的に1人やったら10万円よりその上の分しか押さえられないようになってるんだけど、給料を直接押さえなくて、貯金に入ったら、もうそれは普通財産だということで、丸々押さえるという方法をとってる。年金も同じです。それから、子ども手当も同じ。子ども手当や年金や給料については、直で押さえるのは、やはり生活費を除く部分しか押さえられないようになっているから、それを押さえなくて、貯金に入ったら、同時に差し押さえということをやっておりますわね。だから、これはやっぱり脱法行為であって、同義的には認められない問題じゃないかと。それは裁判で最高裁がどうだ、あるいは地裁がどうだという裁判記録もありますけれども、そういうことを人間的に考えたらどうかという問題があります。

それから、生活困窮者に対しては、やっぱり生存権がありますから、それは貯金通帳ゼロになるような差し押さえやっていますけれども、それでは生活できないんじゃないかと。生活困窮者に対して、血も涙もないような、そういう行き過ぎた、非人間的な差し押さえは、今後改めるべきだと思うんですけども、市長のこの差し押さえに対する基本的な考え方、改めるべきなのか、どうなのか、明らかにしてもらいたいと思います。

それから、最もひどいのは、生活保護者からの税金の取り立てです。これは、私の調査によりますと、昨年11月18日の日に、ある生活保護者から国税の滞納分だけではなくて、22年度分の、いわゆる22年度の課税の全額と督促料を含めて取られてるわけですよ。11月と言えば、まだ4期までだったら滞納ですわね。5期からは、まだ納期が来てない分、5期どころか8期まで、高田の場合は7月から翌年2月まで8回に分けて課税するようになってる、課税されていますが、納期は8回あるんですけども、翌年の2月分までを11月18日に全部督促料を含めて、金額では5万5,600円です。それから19年度分の滞納も合わせて10万の現金を生活保護費から取り立てていますわね。それから12月1日になったら、19年度分の滞納という形で、6万円を徴収しています。2回の総額が、生活保護費から取り立てたものが16万円になるんです。これはもうまさに不法行為、違法行為だと思うんです。

それで、私ども生活と健康を守る会の役員会でも、問題にしまして、市に申し入れ、抗議をいたしました結果、謝罪をして、返還をするということになり

ました。このことを、どう市長は認識をしているのか。とんでもないことをしたということになっているのか。こういうことを繰り返さないということになっているのか。特別職員が問題なのか。そういう問題やなくて、市長、最高権者市長の問題だと思うんです。

だから、生活保護を決定したあとについては、もうその生活保護者には課税できないんです。課税できない、ゼロになるわけでしょう、それは。生活保護費というのは、最低限度の生活を営むだけの保護費しかもらってないんだから、税金は、それは免除にならないけれども、今後、自立した場合に、その中から払っていくというのが筋であって、生活保護費から、これまでの滞納分を強要するというのは、違法行為だと思うんですけれども、私は厚生省の見解を聞きましたけれども、そう述べておられました。その辺、市長はどう考えているのか。

そして、今後、こういうことを二度と再び起こさないために、どうするのか、対策はどう講じているのか、市民の前に明らかにしていただきたいと思います。

次の延滞、還付加算金については、もう1,000円以内の問題ですから、もうちょっと省略いたします。取り下げます。

次は、生活保護行政についてであります。

不景気が続いておりまして、なかなかもう仕事がない。生活ができない人が全国的に増えてるために、いまの全国的生活保護世帯というのは、史上最大になりました。大変な問題だと思うんです。しかし、豊後高田市では、現在、保護世帯は115世帯、人数では132人です。これは、人口の割合でいきましたら、別府市のちょうど5分の1です。大分県平均でも、人口の割だったらちょうど3分の1しかないんです。予算額で見ましても、一番小さな津久見市と比べてみても、津久見の場合、倍おります、生活保護者が。そういう状況なんです。だから、私は生活保護者が多かれ多いということを言ってるんじゃないんです。いまから問題にしたいのは、何でこんなことになるのかと。結局、生活保護を受給する権利がある人までが、いわゆる申請権が侵害されて、申請できないために、生活保護がもらえない事態が続いているんじゃないかという実態を明らかにしたいんです。

そこで、民生委員が、質問としては、昨年の4月1日から、この1年間のデータで、民生委員が何人

おって、その民生委員の中で何人の方が生活保護、この人は生活保護に該当しそうだから、何とかしてあげてくれんかという形で市の福祉事務所を訪れて、何とか申請してくれというように、そういういわゆる民生委員としての当然の仕事をした民生委員が何人おるのか。

それから、しかし、申請に訪れたけれども、そこでもう門前払いで、そんなことを言うても、生活保護とれるわけないわいと、受付させなかったのは何名なのか。そこで受け付けたのはなんぼで、受け付けた場合でも却下する場合は、それはあります。却下を問題にしとるんじゃないありません。それは調査した結果、財産があるとか、あるいは扶養の方があって、それはちゃんと援助できると、該当しない場合って、それはあって当然です。そんなことを問題にしとるんじゃないんです。受け付けたけれども、何件、何人が受理された、受理というか、保護決定されたのか、その辺を市民の前に明らかにしてください。

私の調査では、この方は、他市から豊後高田が住みやすいところということで、田舎暮らしの本を読んで、高田に転入されてきた方なんです。この前、テレビで特集しましたような大阪みたいに、生活保護をとることによって、パチンコに使う、あるいは競艇に使うというようなことはあってはならないんですよ。そういう人なんかは、私たちは全くお世話しません。そういう人は、保護をやっぱりやめさせんといかんという立場です、我々は。この人も、私に相談があったんじゃないんです、最初は。この人は、50代のご夫婦です。小学校の男の子が2人おりまして、4人家族で、ご主人は病弱です。もう色が真っ白です。青いという状況、やせて細っていますが、野菜づくりで、自家野菜で、そういう田舎暮らしをしたいということで暮らしています。その方なんですけれども、奥さんは一生懸命車を持って働いていました。突然倒れたんです。去年の9月15日に。脳出血ということです。急遽、救急車で運ばれて入院をしました。この方が、ご主人がもう困ったから、生活保護をとってくれというように市に来たんじゃないんです。この方は、生活保護のことすら知らなかったんです。民生委員さんが見かねて、もういままででもやっとの生活してるのに、その働いている奥さんが倒れたら、もう大事やと、どうするんかということで、見かねて、私が連れていったらできるからと、一緒に行きましょと、自分の、民生委員さんの車で、生活保護申請に行っているんです。

それを、私は民生委員の人は立派だと思うんです。頼まれたんじゃないんです。自ら進んでいって、そういう行動を起こしているでしょう。立派ですよ、これは。

ところが、結局、結果的には追い返された形なんです。受付されてないんです。受付されないで、帰り、車の中で、いや、おかしいね、私があんだけ言うてもだめやて、よし、今度は日にち変えて、また行こうということになったんですけれども、その日に、行こうという日に、また、その民生委員さんが入院したために、行かれなかったんです。結局、この方は、もう退院、宇佐の病院に入っていました。退院せざるを得ないんです、医療費がないから。とうとう、お医者さんに頼んだら、それはあんたがこういう条件つけて、こういう形でつけそうなら、退院を認めるちゅうことで退院されたんです。退院してからすぐそのまま申請しようと思ったけど、民生委員さんがまだ入院を続けとったんです。民生委員さんが退院をするのを待って、10月17日に申請したんです。それは、ご夫婦一緒に乗り込んできてます。それで、ようやく申請書を受受理されてるんです。

しかし、それからが問題なんです。受理されたら、法的には、本当にこんなに緊急を要する人については、14日以内というのが法律で決められているでしょう。どんなに遅くても、1ヶ月以内に決定と、決定は文書ですととなってるんです。この人が言うのが、もうどうしても昨日も会いに行ったんです。何が一番腹立つか。最後の最後まで、お金を現金もらうとこまで決定したということと言わないちゅうわけ。決定通知がされてないでしょう。いつ決定するのかという、もう1時間でも早くお金が欲しい状況なのに、まだ調査中、調査中ということでしょう。それで、この人が、もし民生委員さんが当初訪れた9月17日に申請書を受け付けておれば、医療費は全部、全部じゃないね。2日分はだめだとしても、17日分からは保護費で計算されるでしょう。ところが、退院後に受け付けたために、保護決定しても、医療費は保護費に含まないんです。だから、どういことになってるかといったら、もう医療機関も立派だと思います。もうあんたは大変だから、5,000円ずつでいいと。毎月5,000円ずつでいいですよという、1年何ヶ月かかって払うことになっているんですよ。

だから、申請受けなかったために、その方は医療費の分丸々損だし、1ヶ月分の生活費ももらえなかつ

3月14日

たわけよね。これ重大な事態やないかと思うんですよ。そのことを重大と市長は受けとめるかどうか。

なぜ、最初、民生委員さんも来た9月17日に、なぜ受け付けなかったのか、その辺、明らかにしてください。

そして、いまからでも反省の点があるならば、医療費について、9万円の医療費については、保護費から見ると思いますが、どうなのか明らかにしてください。

それから、受付の問題で、見かねた病院の事務員さんが、わざわざ宇佐から高田まで来て、迎えに行つて、私が一緒に行つて、生活保護を申請しようということで、私は何人も生活保護申請したことがありますよと、高田の市役所が受け付けんのはおかしいですよということで、迎えに行つて、来てるんです。そこでも受け付けられてないんです。やっぱり追い返されとるんです。なぜその時点でも受付しなかったのか、明らかにしていただきたいと思えます。

次は、市長の退職金の問題についてであります。

市民の暮らしが本当に大変、また、今度の大惨事が起こりまして、なおさら市民は、昨日も、ある真玉の方からお電話をいただきました。もうこのテレビを見とつたら、市長の2,000万の退職金許せんと、もう半分にするのは当然じゃと、その半金を被災者に送るべきやないかという意見があるほど、皆さんが、市長がこれだけ私が議会で問題にしても、開き直っているために、怒ってるんです。先程も紹介しましたように、テレビで皆さん見とるから、私が問題にするほうが正しいんやと、市長が開き直るのがおかしいという立場に皆立ってるんです。そのことを市長はどう認識しているか。ただ、法令や条例でこうなっているからもらうのが、何が悪いかという開き直りでは、そういう答弁では、もう市民は許せないんです。だから、私は二つのことを聞きます。

一つは、市民が市長の約2,000万の退職金に怒っている問題を、あなたはどうか受けとめられているのか、あなたの認識をお尋ねしたいんです。

それからもう一つは、宇佐や日田の市長が半額にした例がありますんで、あなたは、いやそれは市長選挙の公約やから、云々と言ってるけれども、公約や公約やないかということやないんです。市民の目に見えてるのは、2,000万高過ぎると。半分下げるのは当たり前じゃないかということなんです。

だから、せめて半分に下げられないのか、市長の改めて、いま、今日するんじゃないんです。2年先に退職するから、2年先の退職金は半分にするということ表明できないでしょうか。

最後に、道路問題ですけれども、これは12月の議会でも問題にしたんですけれども、答弁がありませんでした。香々地の火災が発生し、お年寄りが亡くなった案件です。消防車が入らなかった。救急車も入れない。今度、草地の芝場です。芝場も、これは人災事故にはならなかったけれども、風呂場が焼けました。ここも、ポンプ車が入らなかった。そのために、ポンプ車が入つとつたら、もうあつという間に消せるようなぼややっただけで、ぼやを消せなかったために、もうあれだけの被害になったわけです。だから、交通事故でも、死亡事故があつたら、すぐ信号がつくちゅう例があるように、今回の場合でも、市内には消防車や救急車が入れない道路がたくさんありますけれども、こういう人災事故があつたところは、やっぱり特別重視をして、早急に道路改良をやるべきだと思うんですけれども、市長の見解を求めます。

以上であります。

○議長(村上和人君) 市長永松博文君。

○市長(永松博文君) それでは、私からまず当選された方へのご挨拶についてお答えをいたします。

私は、平成11年の市議会選、これは私が市長になって初めての市議会選でございました。このときにおきまして、公的な挨拶として、お酒を持って全員の方々にお祝いに参りました。これはなぜかというと、前市長が当選者全員の方へお酒を持って、お祝いにお伺いしたとお聞きしたからであります。ただ、お伺いした折に、2,3の方には、私が行ったことが迷惑ではなかったかと思われる節もありました。しかしながら、持っていったお酒は、受け取っていただきました。そういう面では、よかったと思つて帰りました。

ところが、その後、そのお酒が、市役所に置かれておまして、公的に酒を持ってお祝いに行くことはいかがなものかというお話がございました。そこで、それからは、公的なお祝いはとりやめたところでございます。

それから、この度の当選された方へのお祝いについてでございますけれども、これは2年前の市長選の折に、私を応援していただき、そして、お祝いにお越しいただいた方々にお祝いに上がったわけであり

ます。また、私が1日だけで、真玉、香々地のほうへ行くことは、時間が遅くなって、逆に迷惑になると思いましたが、私は私的なことでありますが、私的な状況として、副市長に、真玉、香々地に当日行っていただいて、私が翌日、お伺いしたところがあります。

順番につきましては、いかに早く各当選者のところに行くかということを考えてやったものであります。

それから、退職金につきましては、お話しすると、私の退職金につきましては、これまでご答弁申し上げましたように、法令に従って、支給を受けたいと思っているところでございます。

なお、私は、現在、第1期行革に引き続いて、第2期行革としても、私の任期中には、市長の給料については月額12パーセントカットをいたしております。したがって、この間の期末手当及び退職金の算定にあたっては、カットした額をもって算定基礎としております。そういう面では、退職金も12パーセント減でやっているということになります。具体的に申し上げますと、大石議員は退職金約2,000万ある。だから、半額の1,000万円にせよということだと思います。そこで、実態を私申し上げますと、12パーセント削減した退職金が1,710万円であります。そして、毎年カットしてきます給料と、それからまた期末勤勉手当4年間で544万円あります。これを差し引きしますと、もし私がもらうであろう退職金相当額、いま、引いたもの、引きましたんで、1,166万円あります。確かに1,000万円ではありません。しかしながら、そういうことの中で、考え方の相違で、私は行革として、月々も全部して、そうやって退職金も12パーセントを引くということで、現実には1,166万円ということになります。

次に、市税等の滞納整理の差し押さえ関係についてお答えいたします。

近年の景気の低迷によりまして、滞納者が年々増えており、従来の滞納整理、いわゆる臨戸訪問中心では、もう対応できなくなっております。このような厳しい状況の中で、滞納額は増加傾向の一途であります。そういうことによって、税務課長を始めとする担当課の職員は、県の県税職員の派遣をしてもらって勉強するとか、それから徴収職員の実務研修に積極的に参加して、また、さらには自治大学の徴収実務研修にも参加して、そして、滞納整理のノウ

ハウを身につけて、そして徴収職員としてのスキルアップを図っておる。それで、徴税吏員として、責任感と勇気と情熱と、そして正義感を持って執務をしてくれております。私自身は、税務課長に、税務課の職員に対して感謝をしているところでございます。

なお、滞納整理にあたりましては、差し押さえに至るまで、担当課において、納税者の方の財産状況や生活実態等を調査把握し、法令、条例に基づいて、地方税法の納税猶予の要件に該当するものであれば、実情に則して、法令の規定に基づきまして、分割納付を説明をして、自主的に向けた手続きを踏んでいると聞いております。

また、納税相談に応じなかったり、納付の誠意が見られなかった方については、やむを得ず、差し押さえ実施をしていると聞いております。

次に、生活保護者からの国保税の滞納分の納期到来、未到来分の徴収につきましては、事情を聞きましたところ、担当課との連携が不十分で、納税者の方には大変なご迷惑をかけて、申し訳ないと思っておるところでございます。

納税者ご本人には、還付の際に、直接お会いして、おわびを申し上げたと聞いております。私のほうからも、深く反省をし、おわびを申し上げる次第でございます。

今後は、担当課と充分連絡をとりながら、このようなことのないようにするよう、指導してまいりたいと思っております。

次に、生活保護についてお答えいたします。

後ほどまた詳しく所長から説明をさせますが、今回の生活保護申請に係る職員の対応について、所長ほか、担当職員に説明をさせ、お聞きしました。3度の対応については、法に基づいて対応していると私も思っております。しかしながら、議員おっしゃるように、生活保護制度というのは、セーフティーネット、最後の施策であることを理解して、今後とも充分注意をして、適正に実施するように指示したところでございます。

その他の質問につきましては、担当課長に説明させます。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 市参事兼税務課長尾造正直君。

○市参事兼税務課長（尾造正直君） それでは、市税の滞納処理に、滞納整理につきまして、お答えを

3月14日

いたします。

近年の景気低迷により、滞納者が年々増加傾向にあり、本市としても自主財源確保の観点から、財産状況や生活実態等をよく聞き取りし、法令、条例に基づいて、分割納付の説明をして、納税に向けてご協力をいただいているところであります。

なお、滞納がある方については、納期経過後に督促状を出すだけでなく、その後も年4回、催告書を発送して、納税相談に来ていただけるよう、根気強くお願いしているところでございます。

滞納者には、納税相談の呼びかけを何度も行い、生活状況等を把握するように努めた上で、税の公平性の確保のために、納付誓約の不履行や納税の誠意が見られない場合は、納期限の中で納めている納税者との公平性を保つため、やむを得ず、差し押さえ等を実施しているところでございます。

当然ながら、滞納処分に当たっては、法令に照らし、適正な運用を行っているところであります。

差し押さえの実態について申し上げます。過去5年間ではありますが、提出資料にありますように、平成17年度から平成21年度の合計が、不動産、動産、預貯金、給与等の合計で385件、差し押さえ金額が1億2,844万663円で、納付金額が2,716万2,024円です。この間、動産については、平成20年度から実施しましたインターネット公売で滞納処分したものでございます。

なお、平成22年度は、12月末段階で差し押さえ件数331件、差し押さえ金額1億8,436万848円で、納付金額は2,669万6,294円です。3月末には、差し押さえ件数は500件を超える見込みであります。

また、今年度、初めて不動産の公売も実施いたしまして、大変効果を得ましたので、今後も換価価値のある不動産については差し押さえ、不動産公売も積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、生活困窮者に対しては、財産調査をしていく中で、納税相談をし、生活実態を把握するなどして、直ちに差し押さえをするのではなく、法令の範囲内で滞納者の資力に応じた分納をしていただく方向で対応しております。

また、支払能力があるにもかかわらず、納税相談や納付のない方につきましては、滞納処分を実施しております。

それから、明らかに財産や収入がないような方については、精査する中で、地方税法第15条の7に

基づき、滞納処分の執行停止をし、3年後に消滅し、不納欠損処理をしております。

次に、今回の生活保護の対象者につきましては、平成20年3月30日に分納誓約を入れていただきまして、平成22年の4月までの分納履行がされておりましたが、その後、履行されておらず、昨年の11月の段階で、福祉事務所の立会いの下、本人からの自主納付ということで納めていただいたものであります。税務課としましては、本人が生活保護者としての認識はしておらず、本年の2月の生活保護決定のお知らせを受けて、本税及び督促手数料を還付したところであります。

なお、還付未到来分については、自主納付ということで納付をしていただいたところであります。しかしながら、納税者が生活保護を受けていたことから、滞納分並びに納期未到来分を徴収したことにつきましては、反省をし、おわびを申し上げます。今後、関係課と連携を密に図る中で、このようなことのないように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 市参事兼福祉事務所長大園栄治君。

○市参事兼福祉事務所長（大園栄治君） 大石議員の生活保護についてお答えいたします。

まず、昨年4月以降に民生委員が生活困窮者の相談を受け、市に生活保護の申請に訪れた件数と申請を受理した件数、生活保護決定件数についてお答えいたします。

民生委員と相談に訪れた件数は8件、申請を受理した件数は8件、生活保護決定件数は6件でございます。全体の相談割合からすると24.2パーセントでございます。

次に、生活保護の申請等の対応についてお答えいたします。

昨年の9月17日に、民生委員と一緒に来所し、妻の突然の入院に係る生活相談を受けました。その中で、妻の病状把握と今後の世帯の収入の有無及び生活の状況、資産、自立の意思等についてお聞きをし、夫の就労意思の確認及び医療費の軽減措置申請を説明する中で、申請までには至らなかったわけです。9月29日の来所につきましては、国民健康保険証の発行申請とあわせて、病院の職員の方と来所し、生活相談を受けました。その中で妻の入院後の症状や治療経過を聞くとともに、前回の相談日より10日ぐらいいかたつておらず、生活面で大

きな変化がなかったため、入院前の妻の収入及び夫の就労意欲の確認をし、申請までには至らなかったところでございます。その後、10月19日に夫と民生委員が来所し、生活相談を受けました。その中で、退院後の妻の病状も悪く、妻の看護が必要となり、夫の就労が不可能な状況となったことから保護申請となったところでございます。

次に、病院職員の同席につきまして、相談者の同意があれば同席できることとなっておりますが、当日は病院職員が個人情報関係を認識されていたので席を外したものであり、担当職員より退席を求めたものではありません。

次に、医療補助の支給につきましては、生活保護決定日から支給することとなっているところでございますのでご理解をお願いいたします。

議員ご案内のように、生活保護は我が国の最後の公的救済制度と位置づけられており、国が、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度であります。

生活保護費は、最低生活費として国の定めた基準額に基づき、被保護世帯の状況に応じて支給していることから、今後も被保護者の意見を尊重し、十分な配慮を行うとともに、生活相談にあたっては親切丁寧な対応に努め、生活保護の権利、義務の周知徹底を図ってまいります。

また、他法他施策等の活用についての助言、指導並びに保護制度について理解していただけるような職員の指導の徹底を図るとともに、保護の適正な実施に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 建設課長野村信隆君。

○建設課長（野村信隆君） それでは、生活道路の改修についてお答えいたします。

議員ご質問のように、本路線につきましては、道幅が狭いため火災時等には少なからずその活動に支障を来していると思われまます。特に、香々地の市道叶渕線は、河川堤防の擁壁と民家に挟まれた狭小な道路であり、拡幅の実施につきましては大変難しい状況であります。しかしながら、緊急車両等の通行に支障を来しているのも事実でありますので、今後につきましては何らかの方法等がないか、また他の関係機関とも協議を行いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、市道草地開拓線につきましては、地元の要望や用地の協力等が可能であれば、現地調査等を行いながら効果の上がるような部分改良を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 20番大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 再質問を行います。

最初に、市議当選者の挨拶回りの件なんですけれども、市長、挨拶回りをしたのは市長としての、豊後高田市長永松博文として挨拶したんじゃないかと、個人として挨拶したということで逃げようとしてるんですか。

では、副市長にお尋ねしますが、副市長がわざわざ挨拶に行った時に、市長が今晚は来れないから私が代行して来ましたという前置きをしてやっていますわね。あなたは市長から、どこのだれを回るというふうに指示されて、だれの車で回ったんですか。それも、あくまでも市長の代行、公務ではなくて副市長個人としてやったということで通らんでしょう、そんなことはそれを明らかにしてください。そんなことで逃げるんじゃないかと、ちゃんと謝ることは謝るほうに、市長、すべきじゃないんですか。だれだって間違いを起こさんことなりますよ。私だって間違いを起こした場合はちゃんと謝罪しますよ。私は、今度で11回当選しましたけども、水之江市長の時代も、佐々木市長の時代も、倉田市長の時代もそれぞれ三役クラスが玄関にちゃんと挨拶来ましたね、上がってくれちゅうのはなかったですけどね。全部挨拶に来ましたよ。それはよその市でも調べてみますか、どこでも同じことやってる。これは副市長を先頭に行くところもありますね。市長じゃないところもありますよ。三役じゃないところもある、いろいろありますけれどもね、やっぱ公式訪問をするというのは社会常識じゃないんですか。私ども来てほしいということ言ってるんじゃないんです。来てほしくないんですよ、市長なんか、本当の話が。でも、私は社会的に見たらどうかということ。私は、倉田元市長のお通夜にも葬儀にもお参りいたしました。永松市長のお母さんがお亡くなりになった時も、ちゃんとお通夜にも葬儀にも初盆にもお参りをさせていただいております。恩に着せるわけじゃない、これは当たり前のことでしょう、これは。当たり前のことなんです。だれにも挨拶行かなかったというならわかりますけど、詭弁でしょ。いま、例えば高田の場合でも、私の調査によると、あるところにはわ

3月14日

ざわざ副市長が、市長が来れんからと行っておって、あとからまた市長が来たというね。旧豊後高田市の議員でも、市長も副市長もみえた、市長もみえたというところあります。それかともやね、大物議員のところですよ。元議員のところが一番最後に来て怒られたという例もありますわね。それ聞いてますよ。だから、副市長、何であんたは真玉と香々地、高田の一部の議員だけで、あとのところ行かなかったのか。副市長として行くのなら全部行かんとおかしいんじゃないの。私ども来てくれちゅうわけじゃないけども。だから、そういうやり方はやっぱり問題だという意識に立ちませんか、市長も副市長も。公平じゃないとおかしいんじゃないんですか。

次、お酒の問題は、オンブズマンで問題になったんですよ、これは。市長が、杵築の市長にお酒を2本持っていった。宇佐の市長の当選お祝いに持って行った。これオンブズマンで問題になったんですよ。だから、全体的に市長が隣接の市長や町長の挨拶回りに行く時には、もう酒を持っていかんことなってますわね。市長、そこで聞きますが、あんたはそれが、市議会議員に回ったちゅうのは私用で回ったというんなら、宇佐の市長や杵築の市長や旧真玉、香々地の町長にも当選祝いに行ってますが、これは私用ですか、公用ですか。

次は、税金滞納問題ね。これは5年前からやってるんじゃないんですよ。ここ3年前からこんな強行なことをやって、本年度が一番激しいんですよ。3月までに約500件の差し押さえをやられるんですよ。私はすべてが悪いちゅうこと言ってるんじゃないんですよ。当然財産もあり、納める能力がある方が滞納するちゅうのは、それはよくないですよ。憲法でちゃんと納税の義務があるんです。それ果たしてもらわんといかんですよ。しかし、あまりにも国保税が高過ぎて、自分の所得に比べて払えない人もありますよ、それは。ちょっと遅れる場合もありますよ。生活困窮者については、地方税法15条でちゃんとはっきりしてるでしょうが。差し押さえ強行してはならないってなってるじゃないですか。いいですか。

例えば、これだって問題やないかと。あるこれは市営住宅に住んでる母子家庭の方ね。この人、私に相談に来まして、ここに証拠書類がありますけれどもね。例えば、もう短くやりますよ。22年度分だけでも34万1,500円課税されとるんですよ、3人家族でね。この方はもう社会保険なんですよ。

もうその前の年から社会保険に入ってるから滞納してる意識がないんです。34万1,500円、なんぼ催促状が来ててもね。私は社会保険しか使ってないよと、社会保険納めてるよと、滞納してるわけじゃないよと。これを差し押さえしてるわけですね。たまたまその人が給料もらって、もらった給料が貯金に入ったと同時にキャッシュカードで引き出したんですよ。引き出した何分か後に市が差し押さえしとるんですよ。だから、残りは6,000円ちょっとしかなかったために、6,000円ちょっとだけしか取れなかったんですよ。もしこれが、本人が給料を引き出してなかったら、そのまま18万取られたんですけどね。そういう例があったでしょう。これは抗議したら、いや本人が国保の脱退届出してないから、本人のほうの問題だということなんですよ。

市長の先程の答弁では、ちゃんともう最後にやむを得ずと言うんならば、本人にも会って、あんたどこ、こんなにしとってどうかと、国保手帳も何も出せんじゃないかとね。いや、私とこ国保じゃないですよってすぐわかるわけですよ。その場で訂正できるはずでしょうが、こんなものまで差し押さえしなくても。だから、聞いてみたら、昔みたいに滞納がある人ところ、家には全く行かんちゅうんですよ。あんたとこいくらいくらあるから、何とかしてくれっていうような臨戸訪問活動なんか全くやられてない、電話もかけてない。ただ紙切れ4回やったら、あとは差し押さえという方法とってるでしょう。血も涙もないじゃないですか。ある真玉の方から、昨日電話がありましたね。もうこのことも、私は市税を滞納することは悪いんだけど、こうこうこういうことで仕事がなくなって滞納したら云々とありますよ、もう。涙が出ますよ、こういう話聞いたら。何人もの方からありました。それは、やはり納税相談に来らせる、来なかったら電話一本かけにやいかん。電話一本かけたことないでしょうが。予告なしに差し押さえしちよるじゃないですか。そういう非人間的な無慈悲なことをやめろと言ってるんですよ。それ市長、どう思いますか。それ答えてください。

それから、生活保護者から取り立てた分で、市長は謝罪したけれども、謝罪の理由が本人にご迷惑かけたので謝罪したと、返還させたということなんです。何をどうご迷惑かけたんですか。それを市民の前に明らかにしてください。本人は市長が謝罪に来いと言ってます。福祉事務所、そうじゃないですか。

あなたのところにわざわざ来てますね、市長に謝罪に来てくれと。でなかったら、担当職員をやめさせてくれと。市長、それ聞いてますか。あなたは、水道課の職員が不祥事を起こした時には、夜の11時過ぎに謝罪に行ってますね、本人のところに、被害者のところにね。その事件と、今回の事件はどちらが問題ですか。これは担当職員だけの問題じゃないでしょう。その事件は、前の水道課の事件は本人の問題、指導監督問題も問われますけどもね。今度の場合、市の方針はそうなるんじゃないんですか。なるべく生活保護は打ち切れと、申請させるなど、滞納は整理しろと、庁舎挙げてやれと、いうことから、職員が実績を上げるために、生活保護費もろたらこれをやれという形でやったんじゃないんですか。16万はなんで戻したのか、市長、明らかにしてください。生活保護者には課税できない。生活保護費というのは、そんなに税金や借金を納めるような計算で保護費は支給されないですね。それから出させたら問題なんですよ。市民の前に明らかにしてください。二度と再びそういうことはやらないんだと。市長、どうですか。

それから、生活保護の問題で、1年間で8件の申請があって8件受理したということなんですよ。ほんなら、この件でいま問題になってる4人家族の件で、9月17日に申請に行ったのになにさせなかったということを、誤りを認めんと悪いんじゃないんですか。所長、平成20年の3月に通達が来てますね。その通達の中どうなってますか。申請については認めよと。たとえその人の扶養義務があって、あるいは申請してもその人が生活保護に該当しない場合でも申請があった場合は認めなさいって通達になってるでしょうが。手元にありますか、読み上げてみてください。私、ここに持ってますけれども。だから、申請を拒否したということは大問題じゃないんですか。それを明らかにしてください。

それから、決定は文書で通知をするようになってるんですが、その方には、50代の方にはいつ文書で通知をしたんですか。私の調査によりますと、決裁は11月16日に決裁してます。文書で（聞き取れず）ますね、決定通知が。本人渡ったのはいつなんですか。本人から抗議されて決定したんかどうかと詰められてみても、まだ調査中、調査中と。18日も調査中ということであって、決定したこと通知してないじゃないですか。違法行為じゃないんですか、これだって。そういうことどう見るのか。それから、

14日以内に決定できなかったのはなぜなのか。明らかにしてください。

次は、退職金の問題で、市長は法令や条例に基づいてやったのが何が悪いかと。あるいは計算したら1千なんぼにしかならないじゃないかと、2,000万じゃないじゃないかと開き直ってるわけよね。私はそんなこと議論してるんじゃないんですよ。まず、市民がこんだけ怒ってる問題を、どう認識してるかという問いに答えてくださいよ、市長。それから、いままでなんぼもらったという認識ですか。ついでにあなたの奥さんの扶養手当も、なんぼもらったかも市民の前に明らかにしてください。大分県で、市長で奥さんの扶養手当もらったのは永松市長だけですわね。それもいくらか明らかにしてください。いままで2,000万超えた金額もらってるじゃないですか。そうじゃないんですか。今度たまたま条例変えて、12パーセント減額した分を退職金の対象にかえるようになったために、今度はちょっと大幅に減ることになりましたけどもね。でしょう。いままでそれだって皆ととったじゃないですか。だから、そう開き直るんじゃないかと、いままでの条例の半額にするみたいなこと、市長やれませんか。それ半額浮いた金は陸前高田市に送るぐらいな、そんな市長、腹はないんですか。明らかにしてください。

以上です。

○議長（村上和人君） 執行部へ申し上げます。申し合わせ時間が残りわずかでありますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 2点ほど、私からお答えをいたします。

一つは、選挙のお祝いのお伺いのお話でありますけれども、酒の話は、いま、大石議員が言われたものは、それは随分あとの話であります。酒を持って行って2、3日したら、いつの間にか市役所の上に、だれが持ってきたかわからんのがあったということは事実です。そういうようなものと、もう一つは、いや、それは大事なことですよ。

もう一つは、私がお祝いにいってもうれしくない、いま、大石議員から言われましたよ。うれしくない人のところに、そんなにまでして行く必要はないんじゃないかと。私は、これは私的なもので結構だと、そう思っております。

それから、退職金の問題については、これはそれぞれの考え方あります。私は、行革として全部を

3月14日

やろうと。それも、あなたが言ってるのは今度もらう退職金の話をあなたはずっとしてきたわけです。だから、私はずっと法令に従いましてもらいますと言ってたけども、あなたがあまり2,000万、2,000万と言うんで、現実はこちらですと1,100万ちょっとになるんですよと、そういう話をしただけであります。そういう面では詭弁でも何もありませんし、実態をあなたにお話ただけであります。でないと、市民の人は、私本当に2,000万もらってるのか、もらうか思う。だから、これから先もらう退職金の話、あなたはずっとしたから、それについて私はお答えしただけです。

その他については担当課長に答弁させます。

以上です。

○議長（村上和人君） 市参事兼税務課長尾造正直君。

○市参事兼税務課長（尾造正直君） それでは、大石議員の再質問にお答えします。

国保に加入している方が、社会保険のほうに変わられた場合、その際、国保の喪失の手続をされない方もあると思います。いわゆる国民年金の1号、3号の方が2号、いわゆる厚生年金の資格を取得した場合は日本年金機構、いわゆる旧社会保険庁のほうから市町村の資格担当課へ通知があり、それを受けまして国保の脱退手続をするように納税者へ文書で通知していると同っております。

また、来年度からは1回目の通知で国保喪失の届けを出さない場合は、再度文書発送によりまして1ヶ月以上後の指定日を設けまして、なおかつそれでも手続をとらない場合は、職権で国保の資格を喪失できるように、そういった新たな制度ができたと同っております。

また、納税相談の際に、そういう状態が見受けられれば、脱退の手続きの指導もあわせて行っておるところでございます。

また、このことについては、関係課と協議を図る中で、市報等での周知も考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 市参事兼福祉事務所長大園栄治君。

○市参事兼福祉事務所長（大園栄治君） 大石議員の生活保護の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

生活相談者の相談件数につきましては、すべて内

容が違うわけでございます。相談内容をきちっと把握する、そして保護以外の他の方法や他の施策の活用がないか、その助言はできないか、そういった部分と保護の仕組み等の説明を行いながら説明をしてきたわけございまして、この方の部分につきましては、保護決定は11月の16日ございまして、11月の18日に本人に決定通知を手渡したわけでございます。

それから、14日以内の問題につきましては、調査等がまだできておらず、決定ができなかったということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 20番大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） いいですね。もう市長、議長、答弁になってないんですよ。時間がありませんからね。市長、まず退職金のことについては、私が2,000万、2,000万ちゅうの言ってるんじゃないんで、市民が言ってるということ言ってるんですよ。名前を出しましょうか。元市議会議長2期市議会議長を務めた井ノ口政之、前の議員ですね。大石さん、あんた、このトップ当選したの市長のおかげじゃわいちゅう。なぜかえちゅう。市長はあんだけあんたから詰められてもな、開き直っちゃるからやと。もう市民があんた、ほかの議員は何も退職金って言い切らんわ。じゃけ、大石さん、あんたがあんだけ票が増えたんだと。こういう声があるほど、皆さん、みんな2,000万と思ってますよ。私は2,000万、次にもらうなんか言ったことはないですよ、いまは。だから、いまあんた答えてないじゃない。2,000万以上もらってるでしょうが、一回。なんぼもらったか明らかにしてくださいよ。大分県の市長の奥さんで扶養手当もらってるの、あんたの奥さんだけじゃないですか。いくらもらったか明らかにしてください。

それから、こんだけ不祥事を起こしながら、市長、ただご迷惑をかけましたぐらいのことで謝罪にならないですよ。水道課の職員の不祥事の件については、本人とこにあなたは直接行って謝罪をした。今度はなぜ行けないのか明らかにしてください。

申請業務を、所長、一般論で言ってるんじゃないんですよ。通達に何と書いてるか答えてくださいよ。受け付けてないっていうことを問題にしてるでしょ。受け付けてないでしょうが、明らかにしてください。反省はないんか、それは。

（「答弁、早う言ってくれない。もう時間がない。」

と呼ぶ者あり)

(○20番(大石忠昭君) 大事な問題ね、基本問題答えてないから、私、してきてるんですよ。)

○議長(村上和人君) すみません。執行部に申し上げます。申し合わせ時間がございますので、内容を簡潔にお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

市長永松博文君。

○市長(永松博文君) それでは、扶養手当についてお答えをいたします。

私は、前の市長がずっともらってて、その流れで私はもらっただけであって、私が私になって出せちゃうたんでもなくて、そういうことの中で、おかしいと言われてそれでやめたということだけで、私はもともと、私になってから扶養手当を、

(「金額しか質問してない」と呼ぶ者あり)

いや、だけども現実の問題として、あなたが褒めてる倉田さんがもらってて、それを職員が私につけただけの話。

以上でございます。

(発言する者あり)

○議長(村上和人君) 申し合わせ時間を過ぎましたので、しばらく休憩をいたします。

午後の会議は、13時に再開をいたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(村上和人君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番土谷 力君。

○10番(土谷 力君) 10番土谷 力でございます。

この度、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧と皆様の健康を心からお祈り申し上げます。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

まず最初に、子ども手当でございますけれども、かなりの3、4人ですけれども、家に電話がかかって、大丈夫かっていう市民の声があります。先程の川原議員の質疑の中でも、現在の国会の状況及びねじれた状況の中から子ども手当のこの法案がどうなるかっていうのはかなり厳しい状況にありますけれども、政府は暫定的に6ヶ月予算を組んでやろうというよ

うな意見も出ておりますし、何とか子ども手当のこの法案を通して継続したいと、そういう強い意志でやっております。子ども手当の事業の状況についてでありますけれども、平成22年度は、中学終了までの子どもを対象に、1万3,000円を給付されましたが、平成23年の子ども手当の状況は、3歳未満の方には7,000円をプラスして2万円、それからいろんな状況がありまして、この子ども手当から直接保育料を徴収できるかどうかということについても、できる方向で考えているようですが、どうなっているかお伺ひします。この子ども手当から学校給食についても、本人の同意をもらえれば納入できるというようになってますが、この点どのようになっているかお尋ねします。

2番目は、高齢者医療の負担軽減についてであります。

平成22年度の補正で、2,807億円補正を組みまして軽減を実施しておりますけれども、平成23年度も高齢者の医療負担軽減が継続されると思っておりますけれども、以下の3項目についてお尋ねします。

70歳から74歳までの患者負担割合の引き上げは、1割から2割に引き上げていうのを凍結しておりますけれども、これも引き続いて継続していく考えなのかどうか。

2番目は、被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減の継続、平均割合、9割軽減についてどのように考えていますか。

3番目は、所得の低い人の保険料軽減の継続ですが、均等割9割、8.5割、所得割5割軽減についてはどのように考えていますか。お尋ねします。

3番目は、世界遺産の登録についてであります。宇佐八幡を中心に国東半島を世界遺産に登録するように取り組みが行なわれています。世界遺産については、現在世界中で約900が登録されています。我が国では14登録されている状況ですが、宇佐・国東神仏習合の風景は、平成20年度に大分県より暫定リスト入りを目指しましたが、同年9月26日にカテゴリーⅡにランクされました。暫定リスト登録は見送られました。その後、宇佐八幡、国東半島を世界遺産にする会の会長を中心に、登録に向けて頑張っています。本市では、この世界遺産に向けての取り組みをどのように考えていますか。また、どのように今後しようとしていますか。お尋ねします。

4番目は、教育問題でございます。少人数化の推

3月14日

進についてであります。

本市では、少子化によって少人数化がかなり進んでおるようでございますけれども、政府は35人学級の実現など、新たな教員定数を改善計画に取り組んでいます。その一歩として、平成23年度は、小1クラスを35人以下学級にしてきめ細かい教育を実現するようにしています。子ども一人一人にきめ細かい教育をするため、少人数学級の実現も重要な問題だと考えています。この点をどのように考えるかお尋ねします。

1回目の質問を終わります。

○議長（村上和人君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 私からは、世界遺産登録についてをお答えいたします。

宇佐神宮と国東半島の六郷満山文化の世界遺産登録を目指した取り組みにつきましては、平成18年に宇佐・国東八幡文化遺産として世界遺産登録の前提となる世界遺産暫定一覧表入りの追加提案を提出をいたしました。平成19年度までの継続審査という結果でございました。それを受けまして、平成19年の12月に、県北5市の国宝や重要文化財などで158件の構成要素等をまとめて、「宇佐・国東神仏習合の原風景」として再度文化庁のほうへ提出をいたしました。しかしながら、残念なことに平成20年9月に審査結果が出されまして、暫定入りが見送りにになりました。そして、暫定一覧表候補の文化資産、いわゆるカテゴリーⅡという、非常に残念な結果となったわけでございます。これまで「宇佐神宮・国東半島を世界遺産にする会」とか、「国東半島、宇佐の文化を守る会」などの皆さんによる熱意ある地道な取り組みにつきましては、敬意を表したいと思っております。市といたしましては、カテゴリーⅡという結果にめげることなく、継続してやろうということで、これからも何とか世界遺産登録を目指してまいりたいとそういうふうに考えるところでございます。

そのためには、まず登録で一番重要な要素となりますのが、田染荘の国重要文化的景観指定の選定のことであります。そういうことで随分市を挙げて、地域の方々のご協力も得まして、昨年の8月に、それと同時に、先生方も非常に加勢をいただきました。田染荘小崎の農村景観が重要文化的景観として選定されたわけで非常にうれしく思っておりますし、先生方も、別府大学は別府で、九大は福岡で、そしてまた早稲田大学の先生は東京早稲田で、また

シンポジウムをやろうという、そういうことで非常に喜んでおるところでございます。それに加えまして、国指定無形民俗文化財天念寺修正鬼会の舞台でありました講堂、非常に悪くなって危険な状態でありましたので、この修復を行い、安全で、それと同時にできるだけ多くの人に見てもらおうということで、なかなか文化庁、それから県のほうもそうですが、変更するには難しいということの中で、少しでありましたけれども大きくしてみんなに、少しでも多くの人に見てもらおうとしたわけでございます。それと同時に、県指定史跡の川中不動がもう見れないようになってるんで、清掃してもらおうということで、それと同時に風雨によってなくなっても大変だから、熊野磨崖仏のような、そういうふうなこともやってもらおうかということの中でかかったわけでございますけれども、保存修理をしてみますと、非常にまだよく残っております非常にうれしく思っております。それからまた、国宝、国重要文化財であります真木大堂仏像の修理、また収納庫の修理をいたしました。それから、先程言いましたように、国史跡の熊野磨崖仏の紫外線照射による保存修理もやりましたし、それからまた、国宝富貴寺大堂の防災施設の整備、これもやっております。そういう面で、私ども豊後高田でできる分については、少しずつやっっていこうということの中で、何とか世界遺産登録のための後世資産としてのブラッシュアップを進めてまいりたいと、そういうふうに考えているところでございます。

今後も、これまで同様に指定文化財の保存事業をやっっていき、その上に市内全域に点在してる野仏などの所在調査等もして、新たな文化財を掘り起こして、それと同時に指定文化財をより上位の指定にする取り組みも行なうなどして、暫定入りについての要素を高めていきたいと思っております。そうすることによって一步一步世界遺産登録の実現に向けて我々は粘り強くやっっていく必要があると、そう思っております。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（村上和人君） 教育長河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 少人数学級化の推進についてお答えいたします。

学校教育につきましては、子どもたちに質の高い教育を保障し、将来の日本の成長を支える個性豊かな

で、想像力あふれる人材を育成することを目的として実践をしておるところでございます。そのような中、小学校では平成23年度から、中学校においては平成24年度から新学習指導要領が完全実施されるわけでありまして、そこで、学校が抱える課題に適切に対応しながら、子どもたち一人一人に質の高い教育を行うためには、少人数学級によるきめ細やかな指導が必要と考えておるところでございます。

議員ご指摘のように、学習集団や生活集団の少人数化によりきめ細やかな学習指導が可能となり、児童生徒の発言や発表の機会が増え、授業への学習意欲が高まり、学力の向上が図られるものと考えております。また、教職員が児童生徒に向き合う時間が十分に確保され、子どもたちが抱えるさまざまな教育課題に即した個別指導の充実が図られるなど、教育効果が期待されます。

そうした中、大分県におきましても、平成17年度から少人数学級を導入し、現在では小学校1、2年、中学校1年生で30人学級を実施しているところでございます。本市におきましては、今年度、中学校1校において国の編成基準により1学級増で運用しており、学習指導や生活指導面において一人一人に目が行き届いた指導がなされているところでございます。来年度につきましても、小学校1校、中学校1校でそれぞれ1学級ずつ増やした学級編成を予定をしているところでございます。また、授業では1時間を大切にす1時間完結型授業を導入し、学習内容、理解を図る授業を展開し、あわせて複数指導や個別指導により習熟度やつまずきに応じた指導を行っておるところでございます。

今後も引き続きまして、児童生徒一人一人を大切にしたいきめ細やかな指導を行うとともに、教員の質の向上につきましても、実践や研修等でさらに高めていきたいと考えておるところでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 子育て・健康推進課長安東道男君。

○子育て・健康推進課長（安東道男君） 子ども手当についてのご質問にお答えいたします。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的に、子ども手当の支給等に関する法律の成立により、平成22年度から中学校修了前までの子どもに月額1万3,000円を支給してまいりました。しかしながら、本法律は1

年限りの時限立法ということで3月31日をもって失効することから、今国会において平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案が提出をされ、現在審議をされているところでございます。その内容につきましては、議員お話のように、3歳未満の子どもに対しては7,000円を増額し、月額2万円に引き上げること。子どもに対しては、新たに国内居住要件を設けたり、児童養護施設に入所している子どもたちについては、これまで子ども手当は支給されておらず、安心こども基金の特別支援事業により子ども手当相当額を支給しておりました。しかしながら、児童養護施設等に入所している子ども等については、施設等が子どもを監護、養育しているところであり、子どもの健やかな育ちを支援する子ども手当の支給を受けるにふさわしい、考えられることから、今回一律に施設に対して支給するよう改正をするようであります。

次に、保育料を子ども手当から直接徴収できるというご質問ですが、保育料については子ども手当の受給資格者と保育料を支払うべき扶養義務者が同一である場合は、児童福祉法に定める徴収方法の特例として、その者に子ども手当の支払いをする際に、その費用を徴収できるような特別徴収の仕組みを設けるようになっております。その場合、徴収すべき保育料の額等をあらかじめ通知しなければならないとされております。

また、学校給食費等について、本人の同意により子ども手当から納付できるかのご質問についてですが、今回の法案において受給資格者から子ども手当の支払いを受ける前に、学校給食費等に充てる旨の申し出があった時は、市町村が子ども手当からこれらの費用を徴収できるという規定を設ける予定となっておりますが、申し出の手続を含め、具体的な手続については現在検討中であるということを知っているところでございます。

しかしながら、平成23年度の法案につきましては、現在審議されている状況でありまして、対象者に支給する自治体としましては支給準備に取りかかれるよう、一日も早く成立し、定められた時期に支給できるよう国の動向を注視している次第でございます。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 保険年金課長後藤三利君。

○保険年金課長（後藤三利君） 高齢者医療の負担軽減についてお答えします。

3月14日

国民健康保険における70歳から74歳までの方の窓口負担については、平成20年度から現役並み所得者世帯の方を除く世帯の方について、1割負担から2割負担に引き上げられる予定となっておりましたが、政府における見直し措置により、引き上げ時期が延期され、平成23年3月まで1割負担に据え置かれることとなっています。平成23年度におきましても、平成22年10月26日の閣議決定に基づき、平成20年度から実施されている2割負担を1割負担に据え置く凍結措置と全く同様の措置を平成24年3月まで延長することとなっています。また、この負担軽減を証明する高齢受給者証の交付にあたっては、被保険者に十分な説明を心がけているところでございます。

次に、後期高齢者医療制度における保険料の軽減でございますが、後期高齢者医療制度は、対象となる被保険者全員から保険料を納めていただき、その運営を大分県後期高齢者医療広域連合で行っているところです。また、その保険料については、均等割額と所得割額を合計して個人単位で計算しています。なお、本年度の均等割額は4万7,100円で、所得割率は8.78パーセントとなっています。

被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減については、所得割を課さず、均等割を9割軽減しております。制度発足当初は2年間に限った軽減措置でありましたが、平成22年度からその期間を撤廃し、当分の間となっています。また、所得の低い方の保険料軽減については、平成20年度に均等割7割軽減の世帯を8.5割軽減とし、平成21年度には被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯の方の均等割を9割軽減し、所得割を負担する方内、所得の低い方、具体的には年金収入153万円から211万円までの被保険者について所得割を5割軽減しております。平成21年度からの均等割9割軽減、所得割5割軽減については、恒久措置となっております。この制度の運用にあたりましては、大分県後期高齢者医療広域連合議会での決定の後、被保険者への保険料の軽減適用となります。

以上であります。

○議長（村上和人君） 10番土谷 力君。

○10番（土谷 力君） 質問の1番から。子ども手当につきましては、先程から説明をしましたように不透明な部分があります。しかし、児童手当は全額市が負担なんですけども、子ども手当につきましては国が負担しております。そして、金額的にも高

い。子育てをしてる家庭においては大変ありがたっております。ぜひ継続していくように頑張らなきゃいけないなと思っております。

それから、前年度の実績及び実施状況について再質問させていただきます。外国人の問題とかいろいろあったんで、そういう点も踏まえて22年度の実績と実施状況についてお答えください。

2番目につきましては、高齢者医療の負担軽減について、やはりこれは市民の方に周知徹底するようによろしくお願ひしたいと思います。

3番目の世界遺産の登録についてでありますけれども、カテゴリーⅡにランクされたことで、かなりこの運動をなさってる方の皆さんの人数が、会員の方の人数が5分の1で250人に減ったとか、大変運動体そのものが少数になってきております。民主党の県連としましては、新しいマニフェストの中に世界遺産を登録を入れさせていただいて頑張っていきたいと、そういうふうに思っております。

それで、要望につきましては、先程今後の展開につきましては、周知するためにさきの事業を、田染荘の小崎の農村景観文化的景観、または天念寺修正鬼会、または川中不動の、また野仏等々についても、やはりこれは今後の展開で大変重要なことだと思っております。この3月議会、県議会においても、この問題は同僚議員が県議会でも質問させていただいております。県知事の回答も前向きだったというふうに聞いております。ぜひ、先程市長の答弁のように、世界遺産に向けての粘り強い努力をお願いしたいと思います。

4番目に、少人数学級化の推進についてでありますけれども、本市においては30人学級等、国の人数を超えて、かなりきめ細かい教育がなされてる。という点については、少人数学級に、少子化の問題から出てきてるのかなと思いますけども、やられてると。

それから、教員の質の充実につきましては、一時いろんな、10年経って1回試験をするとか、いろんなことが行わなきゃいけないというような話もまだ残っておるようですけども、やっぱり質の向上をしていくってということが必要だと思います。恐らく3万人を超えてるのではないかなってのが、全国でうつ病で休まれてる教員の数は恐らく3万人を超えてるようでございますので、いろんな点でそういう病気にはなるんだと思いますけども、教員の質の向上をぜひやっていただきたい。

再質問は少子化だけでございます。あとは要望で
ございます。

○議長（村上和人君） 子育て・健康推進課長安東
道男君。

○子育て・健康推進課長（安東道男君） 土谷議員
の再質問にお答えいたします。

平成22年度の子ども手当の実施状況ということ
ですが、まず、受給対象者についてでありま
すが、本年の1月末時点で2,380名となってお
ります。

次に、支給総額についてですが、平成22
年度子ども手当は6月期、10月期、2月期の年3
回支給しておりまして、その支給総額は3億462
万9,000円です。この対象者数及び支給総額に
は、公務員家庭に対する子ども手当については、各
所属長から支給するようになっていきますので含まれ
ておりません。また、支給にあたっての本市におけ
る問題点については特になかったと思っております。

以上であります。

○議長（村上和人君） これにて一般質問を終結い
たします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日から3月23日まで休会し、各委員会におい
て付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は3月24日午前10時に再開し、各
委員長長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は3月18日、予算審査特別委
員会終了後、直ちに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時28分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに
署名する。

豊後高田市議会議長 村上和人

豊後高田市議会議員 成重博文

〃 安達 隆